

2021年度

運輸安全報告書



はりま観光バス合同会社

2022年度安全方針

安全は全ての業務に優先する

安全の最優先

安全確保の最優先が貸切旅客運送事業者の使命であることを深く認識し、代表者及び役員・社員一同、安全確保の向上に最善の努力を尽くす。

我社は小さな会社ですが、安全を最優先に考え取り組んでいきます。

1 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 代表取締役は、運送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、車内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に把握し社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させる。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定 (Plan) 実行(Do) チェック(Check) 改善(Act) を確実に実施し、安全対策を常に見直し全社員一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
また、輸送の安全に関する情報は、積極的に公表いたします。

2 輸送の安全に関する目標及び達成状況

- (1) 2021 年度目標 車外人身死亡事故0 件 車外人身重傷事故0 件
車内人身重症事故 0 件 接触事故 0 件

2020年度目標 車外人身死亡事故0 件 車外人身重傷事故0 件
車内人身重症事故 0 件 接触事故 0 件

2020 年度目標 車外人身死亡事故0 件 車外人身重傷事故0 件

車内人身重症事故 0 件 接触事故 0 件

自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計

2021 年度発生状況 車外人身死亡事故0 件 車外人身重傷事故0 件

車内人身重傷事故 0 件 運転者の疾病により運行

出来なかつたもの 0 件 車両の装置の故障により

運行できなかつたもの 0 件

3 輸送の安全に関する年間計画及び取り組み

令和4年度乗務員年間教育指導計画

1月 事業用自動車を運転する場合の心構え

旅客自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、旅客を安全、確実に輸送することが社会的使命であることを認識さ

せるとともに、事業用自動車の運転者の運転が他の運転者の運転に与える影響の大きさを理解させ、事業用自動車の

運行の安全及び旅客の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが使命である

事故 事件時の対応について

緊急対応マニュアル参照

緊急事態対応(救急救命)

緊急事態における緊急救命(AED)を身につける。

応急用具、非常用信号等の取扱 非常用信号用具 非常口 消火器等の取扱い

2月 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するため遵守すべき基本的事項

道路運送法に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等を理解させるとともに、これらを遵守した安全な運転

方法についてこれらから逸脱した運転方法に起因する交通事故の実例を説明することなどにより確認させる。

交通ルールテストの実施 事故事例の学習

道路運送法 道路交通法 改善基準告知についてなどの関係法令について 関係法令の理解を深める

3月 事業用自動車の構造上の特性

事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差(右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることをいう。)及び制動距離等を確認させるとともにこれらを把握していかなかったに起因する交通事故の実例を説明すること等により事業者自動車の構造上の特性を把握することの必要性を理解させる。

- ①死角に起因した事故事例の学習③車載の取扱説明の熟知④冷房シーズンイン点検確認の実施

運転者の運転適正に応じた安全運転

適正診断の結果に基づき、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させるよう努める。また運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う。

年末年始輸送安全総点検①運転適正診断による個別指導②運転記録証明書を全社一括取得し、個別指導

4月 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法

長時間連続運転による過労及び飲酒等の生理的要因並びに慣れ及び自分の運転技能への過信による集中力の欠如の心理的要因が交通事故を引き起こす恐れがあることを実例を説明することにより理解させる。また運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩するか又は睡眠をとるよう指導するとともに、飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤の使用を禁止する。

- ①過労事故、飲酒事故例の学習③2時間以上連続運転禁止

春の交通安全県民運動

- ①車内事故学習例の学習②シートベルト着用アナウンス練習

5月 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項

加速装置、制動装置及びかじ取装置の急な操作を行ったことにより旅客が転倒したなどの交通事故の事例を説明することに等によりこれらの装置の急な操作を可能な限りさけることの必要性を理解させる。またこのほか走行中は旅客を立ち上がらせないこと及びシートベルトの着用のDVD、案内など乗客中の旅客の安全を確保するために注意すべき事項を指導する

旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項

乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉に挟まれた等の交通事故の事例を説明すること等により旅客が乗降するときには旅客の状況に注意して当該装置して適切に操作することの必要性を理解させる。またこのほか、周囲の道路状況及び交通状況に注意して安全な位置に停車させること及び旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項を指導する。

- ① 乗降口操作にかかる事故事例紹介②SA・PAでの安全確認③路上乗降時の安全確保

6月 運行管理規定 服務規律などの社内の規定について

危険の予測及び回避

加速装置、制動装置及びかじ取装置の急な操作を行ったことにより旅客が転倒する等の危険、乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉にはさまれる等の危険、右左折時における内輪差及び直前、後方及び左側方の視界の制約など事業用自動車の様々な危険について危険予知訓練の手法を用いて理解させるとともに必要な技能を習得させる。また、危険を予測し、回避するための自らへの注意喚起も手法として必要に応じ、指し呼称及び安全

- ①交差点通過の危険性の周知、安全確認の徹底②一瞬の判断ミス、脇見運転等の運転ミスが重大事故に直結③指差確認の徹底

7月 主として運行する経路又は営業区域における道路及びに交通の状況

貸切バスの事業用自動車の運転手にあって主として運行する経路をあらかじめ把握させるよう指導するとともに、これらの状況を踏まえ、事業用自動車を安全に運転するために留意すべき事項を指導する。この場合交通事故の実例又は自社の事業用自動車の運転手が運転中に他の自動車又は歩行者と衝突又は接触する恐れがあったと認識した実例を説明することにより運転手に理解させる。

- ① ヒヤリハット体験の共有③配車場所の完全把握④進入時の状況確認、後退誘導の徹底

安全性の向上を図るために装置を備えた貸切バスの適切な運転方法

8月 危険予知トレーニング

ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転

DVD ドラレコ映像使用 トレーニングシートに記入

9月 健康管理の重要性を理解させる

疾病が交通事故の要因となる恐れがあることを事例を説明すること等により理解させ、定期的な健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させる。

秋の交通安全県民運動開始①健康診断の完全受診②生活習慣病の改善③再検査の場合は個別に健康指導

秋の交通安全実施項目について

10月 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法

交通事故にかかわる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法

11月 接客サービス マナーの向上対策について

接客サービスマニュアル

異常気象時における対処方法及び安全運転について

異常気象時のために車内に置くべき有効なもの

- 1 窓ガラスを割るもの(点検ハンマー等)
- 2 携帯電話の予備電池
- 3 ロープ

12月 年末年始輸送安全総点検の実施項目について

自主点検票について説明及び実施

非常用信号用具 非常口 消火器の取り扱い訓練について

訓練の日程 取り扱いについて

4 管理者に対する指導及び教育

① 運行管理者（補助者）に対する教育

運行管理者に対する責務や法令の安全確保に関する知識の習得並びに厳正な点呼

- 執行の重要性、過去の不詳事例について教育を実施する。
- ② 整備管理者に対する教育
整備管理者としての心構え
- ③ 事故事例の共有化
半期毎に事故の傾向を分析し、点呼時や業務研修会で情報を共有化し、再発防止策や新たな事故防止の取り組みに活用する。
- ④ ヒヤリハット情報の収集と共有化
ヒヤリハット情報の目的や有効性を考え危険予知の対策教育を実施
- ⑤ 安全会議
定期的に社内安全会議を執り行い安全に対する認識の強化に努める
- ⑥ 無事故表彰
社内規定により無事故優良運転者に対する表彰制度の実施
- ⑩ 酒気帯び運転の撲滅
管理者による個人面談を通じて生活習慣の改善 自己管理の徹底を教育し意識改革に努めます。
- ⑪ 計画的な個人面談
安全統括管理者による個人面談を実施し業務上の問題点 健康状態 各々の抱える不安材料の克服 職場の安全確保のために問題点の共有化を図ります。

5 一般運転士/ガイドに対する教育

- ① ドライブレコーダーの映像を活かし危険予知訓練 実車訓練等の実施
- ② 事故事例をもとに、対策案をたて安全にむけた教育の実施
- ③ 適正診断を実施し各々の適正を認識し安全運転に取り組みます。
- ④ バスジャック及び緊急事態対処の教育の実施

6 特定の運転士に対する指導及び教育

- ① 事故惹起運転士に対する教育
- ② 高齢運転手に対する教育

7 事故、災害等に対する報告連絡体制

別紙1 参照

8 輸送の安全に関する内部監査結果及び改善措置

- ① 輸送の安全に関する計画の実施状況について毎月安全会議にて確認するとともに現業の安全管理体制等すくなくとも年一回次期を定めて内部監査を実施する。
- ② 毎年定める事故抑止目標に対し多くなる傾向があった場合、臨時監査を実施する。
- ③ 必要と認められた場合は緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- ④ 代表者についても、次期を定め内部監査の実施をする。
- ⑤ 内部監査が終了した場合はその結果を代表に報告の上改善すべき事項については必要に応じ速やかに改善措置を講じます。

8 輸送の安全に関する設備投資

① 飲酒運転防止対策費	アルコール検知器保守点検 アルコール検知器個人購入補助
② 教育 研修費	運行管理者セミナー 各種資格取得
③ 表彰制度	無事故個人表彰制度
④ 健康対策	定期健康診断 インフルエンザ予防接種 疾病予防対策補助金 睡眠時無呼吸症候群検診 脳ドック検診 ストレスチェック等
⑤ 車両機器類費	デジタコ ドラレコ代替 床下防腐処理等 モービルアイの導入を検討中

運輸安全マネジメントの取り組み

経営者の責務

- 1 輸送の安全の確保に関する最終的責任を有するものとし、全体的な安全性の向上の取り組みを主導し、会社全体に安全意識の浸透を図る。
- 2 輸送の安全を確保する為、予算の確保、体制の構築などの必要な措置を講じる。
- 3 繙続的な輸送の安全性の向上を図る為、計画（P）実施（D）評価（C）改善（A）のサイクルの実施により、業務の実施及び管理状況の適否を常に確認し、必要な改善を行う。
- 4 安全マネジメントを担当する従業員の配置、指揮命令系統その他輸送の安全に関する責任ある組織体制を構築する。

わが社の輸送の安全に対する基本方針

安全輸送　輸送品質向上は、当社のお客様に対する最重要課題であり、経営の根幹をなすものである運輸安全マネジメントを実施し安全品質の向上を図り、企業としての社会的責任を果たすものとする。

- 1 全従業員に対して、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させ、その実現の為経営者が主導的な役割を果たし、全従業員が一丸となって取り組み、絶えず安全性向上を図る。
- 2 輸送の安全に関する取り組み状況等の情報について、積極的に公開する。
- 3 貸切バス等の車両運転のに関する知識・技能の研鑽に努め、交通事故・人身事故・車両事故・物損事故の防止を図る。
- 4 プロドライバーとしての自覚を高め、悪質違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、最高速度違反、救護義務違反)を絶対させない。
- 5 エコドライブを徹底し、排出ガスの削減を図り、地球環境の保全に努める。
- 6 運行管理体制及び整備管理体制の充実を図り、法令に定められた運行管理及び整備管理を適切に行う。
- 7 定期的に全従業員に対して交通安全、輸送品質、環境教育を行い、能力の向上に努める。
- 8 すべてに対する基本的な方針及びそれに基づく目標・計画を従業員に周知徹底する。

基本方針達成のための目標 計画

4令和3令和 年度目標

- | | |
|-------------|-----|
| 1 重大人身事故 | 0 件 |
| 2 それ以外の人身事故 | 0 件 |
| 3 物損事故 | 0 件 |
| 4 自損事故 | 0 件 |
| 5 労災事故 | 0 件 |
| 6 交通違反 | 0 件 |

目標達成の為の計画

運行管理体制の充実化

- 1 携行品の確認（忘れ物がないように確認する。）
- 2 運行管理者は運行管理業務について確実に実施し、経営者に敵宜報告する。
- 3 運行管理者は過労運転の防止を図る為、個々の乗務員拘束時間・運転時間・連続運転時間・休憩時間・休息時間等の労働時間を適切に管理する。

安全教育及び研修の充実強化

- 1 運転者台帳に確実に記入する。
- 2 新任運転者については、初任適性診断を路上指導の前に受けさせ、その結果を踏まえて指導安全教育に努める。
- 3 当社他社事故事例(ヒヤリハット等)を点呼時 掲示板等により全従業員水平展開する。
- 4 輸送安全基本方針カードを乗務員に携帯させ意識を徹底させる。
- 5 社内緊急連絡網を作成し、各車両に常備し異常時（交通事故、トラブル、災害時）の情報連絡の伝達方法を確立する。
- 6 従業員に対して年間教育計画に基づいて教育を実施し、安全意識の向上を図る。
- 7 定期的な安全パトロールの実施。
- 8 健康診断を年に1回実施し、健康管理及び適切な指導を行う。
- 9 協力会社等 安全会議に参加して他社の安全に対する取り組みを生かす。

安全マネジメントの適確な実施

- 1 安全マネジメントを的確に実施し輸送の安全に関する計画作成、実行、評価及び改善の一連の過程を円滑に進める。
- 2 安全マネジメントを実施するにあたり、相互に密接に関連する事業者等を緊密に協力し安全性の向上を図る。

事故発生時の改善策

- 1 重大事故、災害発生、人身事故の連続発生及び悪質交通違反の取り締まりを受けた場合は速やかに原因を分析し改善方法をたて全従業員に教育研修を実施し再発防止を図る。
- 2 再発防止策立案後、実際に行われるか検証します。

情報公開

公表方法は会社のホームページに掲載し社内においては掲示板に書面を掲示する。

記録の管理

- 1 マネジメントの実施状況が分かるように記録保存する。
- 2 輸送の安全に関する基本的な方針、重要施策のチェックの結果その他、輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め保存する。

前年度目標 結果（令和3年度）

1 重大人身事故	0 件
2 それ以外の人身事故	0 件
3 物損事故	0 件
4 自損事故	0 件
5 労災事故	0 件
6 交通違反	0 件
自動車事故報告書規定第二条 規定する事故	0 件

はりま観光バス合同会社総合安全プラン2022の実践

事業用自動車総合安全プラン2022に基づき 行政・事業者・利用者が連携した安全トライ アンダルの構築を実践して今後も事故件数0を達成していく取り組みを実践して行きます。

安全管理規定及び安全統括管理者

- 1 安全管理規定 別紙3 安全管理規定参照
- 2 安全統括管理者 代表 能勢清正

別紙1

はりま観光バス合同会社 緊急連絡網

TEL : 07916-63-6377

事故発生時に於ける連絡指揮系統図。

